

議会の委任に基づく専決処分について

【報告案件 1】

1 和解（示談）の相手方  
有限会社玉井建材店

2 事故の概要

(1) 事故発生日

平成 29 年（2017年）3 月 1 日

(2) 事故発生場所

東京都中野区丸山二丁目 1 番付近路上

(3) 事故発生状況

中野区立北中野中学校の事務職員が、業務のため上記(2)の道路を庁有車で走行し、赤信号のため相手方車両の後ろに停止していたところ、当該職員の足がブレーキペダルから外れたため、庁有車が動き出し、前方に停止していた相手方車両に追突した。この事故により、相手方車両のバンパー等が破損した。

3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害 200,000 円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）の成立の日

平成 29 年（2017年）3 月 28 日

5 区の賠償責任

本件事故は、庁有車を運転していた職員の不注意によりブレーキペダルから足が外れたことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区の賠償責任は免れないものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、相手方車両の修理費 200,000 円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、保険会社から相手方へ直接支払われた。

7 事故後の対応について

(1) 学校長から関係職員に対する口頭注意を行った。

(2) 学校長から校内の職員全員に本件事故の概要を説明し、同様の事故を起こさないよ

う注意喚起を行った。

- (3) 教育委員会から各学校長に校内の職員全員に注意喚起を行い、安全運転を励行するよう指導した。

## 【報告案件 2】

### 1 和解（示談）の相手方

東久留米市民

### 2 事故の概要

#### (1) 事故発生日

平成 29 年（2017 年）3 月 4 日

#### (2) 事故発生場所

東京都練馬区早宮二丁目 17 番先交差点

#### (3) 事故発生状況

区の職員が、ごみの収集運搬作業のため、小型プレス車で上記(2)の交差点を相手方車両に続いて前進した際、対向車線から直進してきたバイクとの接触を避けるため急停止した相手方車両に、車間距離が不十分だったため追突した。この事故により、相手方は、頸椎捻挫を負った。

### 3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害 65,658 円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

### 4 和解（示談）の成立の日

平成 29 年（2017 年）5 月 17 日

### 5 区の賠償責任

本件事故は、小型プレス車を運転していた区の職員が相手方車両との十分な車間距離を保持することを怠ったことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区の賠償責任は免れないものと判断した。

### 6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、治療費、傷害慰謝料等の合計 65,658 円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、保険会社から医療機関等へ直接支払われた。

### 7 事故後の対応について

(1) 所属長から関係職員に対する口頭注意を行った。

(2) 所属長から清掃車の運転手全員に本件事故の概要を説明し、同様の事故を起こさないよう注意喚起を行った。

## 【報告案件3】

### 1 和解（示談）の相手方

東京ガスエネルギー株式会社

### 2 事故の概要

#### (1) 事故発生日

平成29年（2017年）3月4日

#### (2) 事故発生場所

東京都練馬区早宮二丁目17番先交差点

#### (3) 事故発生状況

区の職員が、ごみの収集運搬作業のため、小型プレス車で上記(2)の交差点を相手方車両に続いて前進した際、対向車線から直進してきたバイクとの接触を避けるため急停止した相手方車両に、車間距離が不十分だったため追突した。この事故により、相手方車両のバックドア等が破損した。

### 3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害413,879円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

### 4 和解（示談）の成立の日

平成29年（2017年）5月19日

### 5 区の賠償責任

本件事故は、小型プレス車を運転していた区の職員が相手方車両との十分な車間距離を保持することを怠ったことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区の賠償責任は免れないものと判断した。

### 6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、相手方車両の修理費、代車に係る経費等の合計413,879円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、保険会社から修理業者等へ直接支払われた。

### 7 事故後の対応について

(1) 所属長から関係職員に対する口頭注意を行った。

(2) 所属長から清掃車の運転手全員に本件事故の概要を説明し、同様の事故を起こさないよう注意喚起を行った。

## 【報告案件4】

### 1 和解（示談）の相手方

株式会社日立オートサービス

## 2 事故の概要

### (1) 事故発生日

平成29年（2017年）4月12日

### (2) 事故発生場所

東京都中野区本町三丁目16番先

### (3) 事故発生状況

区の職員が、学校訪問を行っていた中野区立桃園小学校を区が相手方からリースしている車両（以下「リース車両」という。）で出発し、上記(2)の道路上で切り返すため、リース車両を後退させた際、リース車両の左後部が、区が交通安全啓発用に電信柱に設置していた看板に接触した。この事故により、リース車両の左テールランプ等が破損した。

## 3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害232,607円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

## 4 和解（示談）の成立の日

平成29年（2017年）5月26日

## 5 区の賠償責任

本件事故は、リース車両を運転していた区の職員の後方確認不足により発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区の賠償責任は免れないものと判断した。

## 6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、リース車両の修理費232,607円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、区から修理業者へ直接支払った。

## 7 事故後の対応について

(1) 所属長から関係職員に対する口頭注意を行った。

(2) 所属長から分野内の職員全員に注意喚起を行い、安全運転を励行するよう指導した。